

2019年4月～リニューアル!

箕輪町若者世帯定住支援奨励金

〔補助金額〕 基本交付額：40万円 ※条件加算あり

みのわで住宅を購入した若者世帯に費用の一部を助成

※ご注意ください!!

住宅を取得した年度を過ぎて申請した場合は、対象外となります。

対象となる建物

金額：350万円以上の住宅
(税込の取得価格)。

床面積：50平方メートルを超えるもの
(居住部分の床面積)



対象となる人

- 夫婦のいずれかが40歳未満の若者世帯
(交付申請した時点で40歳未満)
- 父または母が40歳未満のひとり親世帯(同上)
- 取得した家に5年以上住む
- 世帯全員が町税等の滞納をしていない
- 過去にこの制度を利用していない

対象となる経費

- 新築・・・住宅の工事費用
- 建売、中古・・・住宅の購入費用
※中古は改修費用含む

補助金額

基本交付額：40万円 加算額：1つにつき各10万円

□ 子育て加算：18歳以下の同居する子ども1人につき10万円

※妊娠22週以降の場合も1人として加算

□ 転入加算：下記いずれかに該当する世帯

- 町外から転入する世帯で、転入前5年以上みのわ町に住んでいない世帯
- 転入後3年以内で、転入前5年以上みのわ町に住んでいない世帯

※以下、転入加算対象者のみ対象

□ 女性加算：子育て加算対象者で、母子家庭の母親である人

□ 新婚加算：婚姻届提出後3年以内の若者夫婦

□ Uターン加算：下記いずれにも該当する世帯

- 転入加算対象者
- 夫、妻またはひとり親世帯のいずれかがみのわ町に住んだことがあり、かつ、その世帯の親等(2親等以内)がみのわ町に居住

転入前

申請時点

転入



□ 町外に5年以上居住



□ 町外から転入
または
□ みのわ町に住んで3年以内



□ 過去にみのわ町に住んだことがある

かつ

□ 親等(2親等以内)がみのわ町に住んでいる

※転入加算→赤枠 ※Uターン加算→緑枠

手続きの流れ

① 交付申請（書類提出）

〔町からの書類〕

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）

〔ご用意いただくもの〕

- 住民票の写し
- 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証
（または住宅の構造・床面積がわかるもの）
- 工事請負契約書/売買契約書

※該当者のみ

- 母子健康手帳(子育て加算)
（妊娠22週以降を証明する書類の写し）
- 戸籍謄本（新婚加算）
- 以前、箕輪町に住んでいたことを証明する書類（Uターン：町で確認できない場合）
- その他、町長が必要と認める書類

② 審査→交付決定→交付決定通知書（町から発送）→工事着工

↓ 工事終了後

③ 実績報告 完了後1か月以内/申請年度3月末のいずれか近い期日までに報告

〔町からの書類〕

- 実績報告書（様式第4号）
 - 請求書（様式第5号）
- ※交付決定通知書が届いた後

〔ご用意いただく書類〕

- 住民票の写し
（転入後で世帯員全員が記載されているもの）
- 登記事項証明書の写し（取得した住宅）
- 契約書（住宅の取得価格がわかる書類の写し）
- 建築基準法第7条第5項に基づく
検査済証の写し ※新築のみ
（住宅の構造および居住用部分の床面積がわかる書類）
- 取得した住宅の外観の写真



④ 工事完了→審査→交付決定通知書→交付（請求書提出後、約1～2週間ほどで口座振込） （町から発送）

注：奨励金の返還

下記のいずれかに該当するときは、**取り消し**または**返還**があります。

- 交付を受けたときから**5年以内**に住宅を**譲渡**、**交換**、**貸付**、または**世帯全員が転居**したとき
- その他、町長が返還を相当と認めたとき



補助金に関するQ&A



Q 町に何年以上住む
必要がありますか？

A 5年以上住む必要があります。
5年に満たない場合は、基準に基づき
返還を求めます。

Q 住宅取得後に町に転入し、
婚姻する予定ですが、
対象となりますか。

A 交付申請時に婚姻の確認ができない
場合は、対象外です。

Q 町外から子供夫婦が転入し、
増改築しますが、対象となりますか。

A 転入されるお子さん夫婦が施工主と
なり、増改築部分の床面積が50㎡以上
かつその費用が350万円以上
であれば、増改築も対象となります。

Q 親と共有名義の場合は？

A 若者夫婦世帯の持ち分が
2分の1以上、かつ350万円
以上の負担をしていれば
対象となります。

Q 申請書類はどこで
入手できますか？

A 町HPからダウンロード、
または役場・企画振興課
U・Iターン推進係にもあります。
(役場1F、会計課の隣)



【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課

みのわの魅力発信室 U・Iターン推進係

電話：0265-79-3111 (内線 232)

Email : miryoku@town.minowa.lg.jp